



※介護保険法施行規則第140条の66に定める基準において、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置が義務付けられている。

※同法において、第1号被保険者数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種（それぞれの職種にかかる準ずる者を含む）を1人ずつ配置することとされている。

【村上市の場合】第1号被保険者 22,337人 …3職種それぞれ4人ずつの配置が必要
(R5.7現在 保6、社4、主4)